

ポスト

令和7年11月17日
金融庁

「前払式支払手段に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」の公布及びパブリックコメントの結果等について

1. パブリックコメントの結果

金融庁では、「[前払式支払手段に関する内閣府令等の改正（案）](#)」につきまして、令和7年7月4日（金曜）から令和7年8月4日（月曜）にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、計46件のコメントをいただきました。本件について御検討いただいた皆様におかれましては、御協力いただきありがとうございました。このほか、本件とは直接関係しないご意見もお寄せいただきましたが、これらにつきましては、今後の金融行政の参考とさせていただきます。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方は[別紙1](#)をご覧ください。また、具体的な改正の内容については、[別紙2](#)及び[別紙3](#)を御参照ください。

なお、改正後の内閣府令第23条の3第2項第1号二又はホに基づく「適格寄附金受領者」の指定は別途制定する告示をもって行います。告示の制定にあたっては、後日パブリックコメントを実施いたします。

2. 公布等

本件の内閣府令等は、本日付で公布・公表し、令和7年11月18日（火曜）から施行・適用されます。

(別紙1) [コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方](#)

(別紙2) [前払式支払手段に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令](#)

(別紙3) [事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係5前払式支払手段発行者関係）の一部改正（新旧対照表）](#)

問合せ先

- ▶ 電話受付
受付時間：平日10時00分～17時00分
電話番号：0570-016811（IP電話からは03-5251-6811）

- ▶ [ウェブサイト受付](#)

(注) 金融行政等に関する一般的なご質問等は金融サービス利用者相談室で承ります。

所管

企画市場局総務課 信用制度参事官室（庁内用3516、3575）
総合政策局リスク分析総括課 資金決済モニタリング室（庁内用2526、2519）

相談・手続・採用情報

- ▶ 各種窓口のご案内
 - ▶ 金融サービス利用者相談室
 - ▶ 金融行政モニター
- ▶ 情報公開等
- ▶ パブリックコメント
- ▶ 申請・届出・照会
 - ▶ オンライン行政手続
- ▶ 入札公告等
- ▶ 採用情報

📶 新着情報配信サービス

▶ 金融庁ソーシャルメディアアカウント

▶ 関連リンク



金融庁金融研究センター



証券取引等監視委員会



CPAA08 公認会計士・監査審査会

サイトマップ

> 金融
庁に
ついて



> 報道・
広報



> 政策・
審議会



> 法令・
指針等



> 金融
機関
情報



> 国際
関係
情報



> アクセ
スFS
A (広
報誌)

▲ ページの先頭に戻る

> | > | > | > | > |

> | >

金融庁/Financial Services Agency, The Japanese Government (法人番号6000012010023)

Copyright(C) 2017 金融庁 All Rights Reserved.

〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館
電話番号：03-3506-6000